

神奈川県高校生等奨学給付金 (家計急変世帯対象給付・国公立)**授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金(申請必要)
家計急変により保護者全員の年収見込が非課税相当となった世帯****1 申請できる方** 次の要件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 家計急変による経済的理由により、保護者全員の年収見込が住民税所得割非課税相当になったと認められること。

<住民税所得割非課税に相当する年収見込> 9名扶養以上の場合はお問合せください。

扶養人数	0名扶養	1名扶養	1名扶養 ※ひとり親世帯	2名扶養	3名扶養
①個人事業者	450,000円以下	1,120,000円以下	1,350,000円以下	1,470,000円以下	1,820,000円以下
②給与所得者	1,000,000円未満	1,700,000円未満	2,042,857円未満	2,214,286円未満	2,714,286円未満
扶養人数	4名扶養	5名扶養	6名扶養	7名扶養	8名扶養
①個人事業者	2,170,000円以下	2,520,000円以下	2,870,000円以下	3,220,000円以下	3,570,000円以下
②給与所得者	3,214,286円未満	3,700,000円未満	4,137,500円未満	4,575,000円未満	5,012,500円未満

- 保護者が複数いる場合は、それぞれの保護者について年収見込を確認してください。
 - 個人事業者は、家計急変後の年収見込(売上ー必要経費)が①に該当すること。
 - 給与所得者は、家計急変後の年収見込(通勤手当を除く給与収入)が②に該当すること。
 - 保護者全員の令和5年度の住民税の所得割が非課税である世帯、または令和5年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護(生業扶助)を受給している世帯は通常給付でお申込みください。
- (2) 保護者の方が認定基準日に神奈川県内に住所を有していること。
- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- (3) 対象となる高校生等が認定基準日に高等学校等に在籍していること。
- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
 - 高校生等に生活保護(生業扶助)が措置されている場合は支給対象外となります。
 - 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は支給対象外となります。
 - 高等学校等とは、高等学校(別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。 ※高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科を含みます。

◆ 認定基準日

- ・ 令和5年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和5年7月1日が認定基準日となります。
- ・ 令和5年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月(家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月)の1日が認定基準日となります。

2 申請期限 令和5年12月15日(金) ※ 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。

- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請した月の2箇月後の末頃を予定 (例)7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

4 申請書提出先・問合せ先

- 申請書裏面に学校の証明を受けた後、直接、神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 ☎045-210-8251(直通)へ申請してください。

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用で未済がある場合は、奨学給付金支給額を未済額に充当します。
 (授業料以外の教育費の例:教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等)
- 授業料以外の教育費に係る費用で未済がないことについて学校長の確認が必要となります。

6 支給額

- ・ 世帯区分、在学する学校の課程及び家計急変の発生した日により支給額が異なります
- ・ 「対象者及び給付額確認シート」を参照してください

- 対象となる高校生等1人あたりの給付額(※)

※ 7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日以降の月数に応じた月割額

世帯区分		全日制 定時制	通信制	専攻科
15歳以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹が	いない	117,100円	50,500円	50,500円
	いる	143,700円		

7 提出書類

- ・ (1)~(8)に記載してある書類を提出してください
- ・ 提出前に漏れや必要書類の漏れがないことを確認してください
- ・ 不備があると支給が遅くなります

(1) 高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書(第1号様式の2)

(2) 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳のコピー等)

- 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別(普通口座又は貯蓄口座)、口座番号及び口座名義人(カナ)がわかる部分の通帳のコピー等を提出してください。
 ※ 通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。

(3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類(①は必須②は一部必須)

- ① 家計急変理由書(様式A)
- ② 様式Aの記載内容を確認するための書類(以下のとおり、コピー可)

No	家計急変理由	必要書類
1	給与所得者で離職・解雇 (定年退職の場合を除く)	離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書のいずれか(必須)
2	個人事業者で事業の廃業	廃業等届出、破産宣告通知書のいずれか(必須)
3	給与所得者で収入減	減額通知書等(会社から交付されている場合のみ)
4	個人事業主で収入減	公的支援の受給証明書(収入減少があった者を対象とした公的支援を受けている場合のみ。 例:持続化給付金や家賃支援給付金等の給付通知書)
5	親権者の離婚・死別等	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、離婚届受理証明書のいずれか(必須)

(4) 家計急変前の収入を証明する書類(①～③のいずれか)

- ① 令和5年度 市町村民税・県民税 課税証明書の原本又はコピー
 - ② 令和5年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー
 - ③ 令和5年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー
- ※ 保護者全員分の書類が必要です。

(5) 家計急変後の収入を証明する書類 (①・②のいずれか)

- ① 給与所得者で収入減の場合(ア・イのいずれか)
 - ア 勤務先作成の給与見込(給与証明書(様式B)又は勤務先の様式)
 - ※ 賞与の支給の有無と令和5年の賞与支給見込も記載してください。
 - イ 給与明細の写し + 令和5年分の賞与支給(見込)申出書(様式C)
 - ※ 支給済の賞与がある場合は賞与明細の写しも添付してください。
- ② 個人事業者で収入減の場合(ア・イのいずれか)
 - ア 税理士又は公認会計士の作成した証明書類
 - イ 収入申告書(様式D)
 - ※ 必要経費内訳のわかるものの写しを添付してください。

※ ①・②は、離婚後の親権者が給与所得者、個人事業主の場合も含まれます。

※ 家計が急変した後の連続した3か月分(申請時点で事由が発生してから4か月以上経過している場合、申請月の前3か月分)の証明が必要です。

(例1) 家計が急変した月：5月 ⇒5月分～7月分

(例2) 家計が急変した月：11月 ⇒11月分～1月分

収入証明書類が12月15日以降にしか用意できない場合は、用意でき次第ご提出いただきます。

※ 離職・解雇・廃業・離婚・死別により家計急変後の収入がない場合、その旨を様式Aの申立欄に記載してください。

※ 令和5年度の住民税所得割が非課税である保護者の収入証明書類は提出不要です。

(6) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類 (①・②必須)

- ① 扶養誓約書(様式E)
 - ※ 扶養者1名ごとに1枚作成してください。
 - (例) 4人世帯で父が第1子を扶養、母が第2子を扶養している場合⇒父で1枚、母で1枚
- ② 様式Eの記載内容を確認するための書類(ア～ウのいずれか)
 - ア 扶養親族分の健康保険証のコピー
 - イ 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書(コピー可)
 - ※ (4)で提出した書類で確認できる場合は、重複して提出する必要はありません。
 - ウ 令和4年分の源泉徴収票のコピー

(7) 対象となる高校生等の健康保険証のコピー

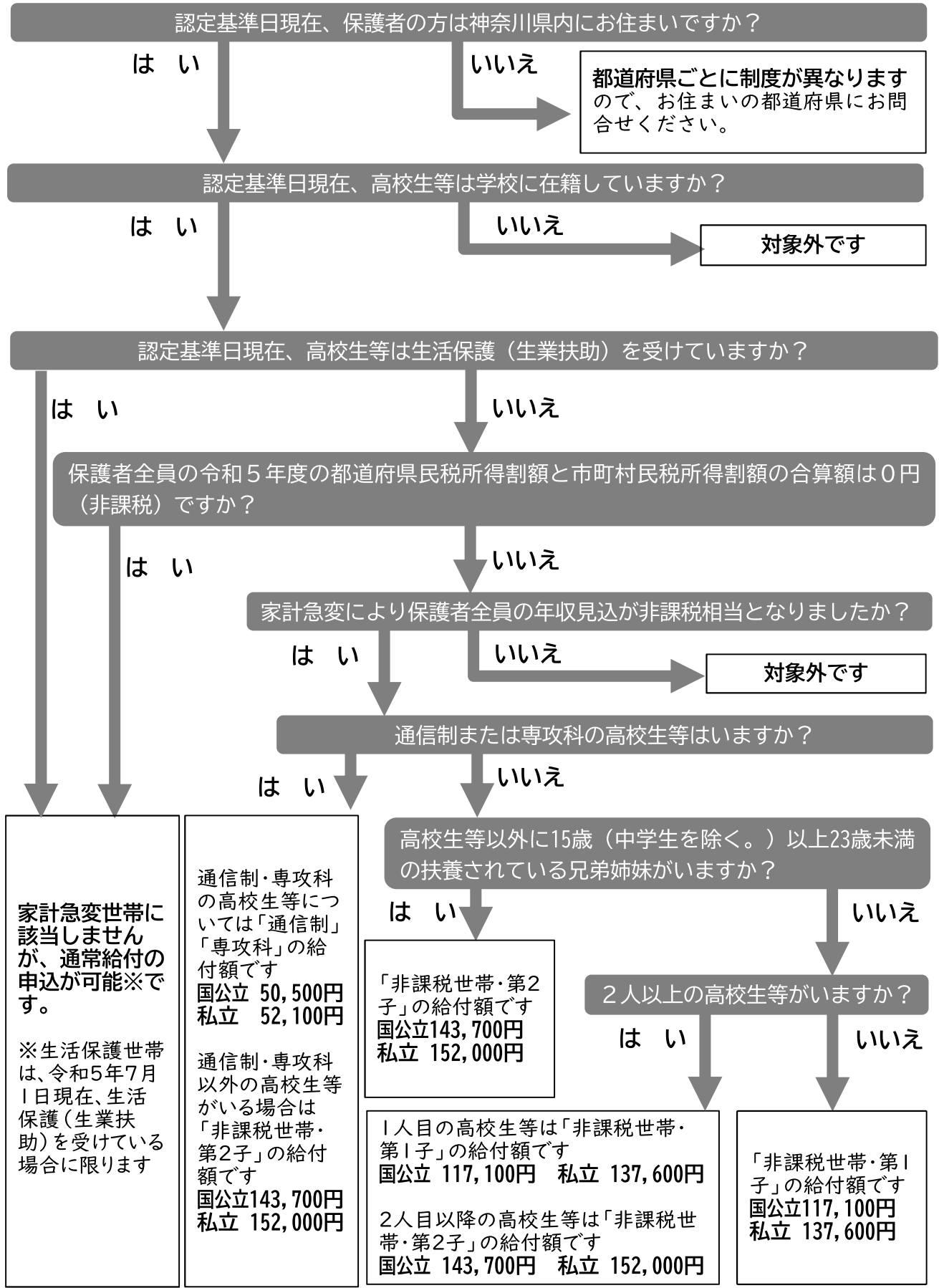
- (6)の②で健康保険証を提出する場合、重複して提出する必要はありません。

(8) 兄弟姉妹の健康保険証のコピー(次の条件に該当する場合のみ)

- 認定基準日現在、対象となる高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹を申請者が扶養している場合は提出してください。
- (6)の②で健康保険証を提出する場合、重複して提出する必要はありません。

健康保険証のコピーは、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りし、読み取れない状態にして提出してください。

高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）対象者及び給付額確認シート



◆上記の単価は年額の例です。7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日以降の月数に応じた月割額となりますので上記の単価とは異なります。